

令和 7 年 6 月

ご入居者
ご 家 族 各位

社会福祉法人晋栄福社会
神戸垂水ちどり

各種証書のご提示について

○後期高齢者医療被保険者証

有効期限が令和 7 年 7 月 31 日となっております。

新たな保険者証、資格確認証を 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所までご提示ください。

また、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方におかれましては、併せてご提示頂きますよう、よろしくお願い致します。

住所変更があった場合もご提示をお願い致します。

○高齢障害者医療費受給者証

有効期限が令和 7 年 6 月 30 日となっております。

新たな受給者証を 6 月 30 日までに神戸垂水ちどり事務所までご提示ください。

○介護負担割合証

有効期限が令和 7 年 7 月 31 日となっております。

新たな介護負担割合証を 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所までご提示ください。

○介護保険負担限度額認定証

有効期限が令和 7 年 7 月 31 日となっております。

8 月以降も引き続き減免を受けるには、認定証の更新申請が必ず必要となります。更新に係る必要書類は住所地の市区町村より 6 月末頃に郵送される事となっております。

つきましては、7 月中に更新の申請を行って頂き、新しい認定証が交付されましたら 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所までご提示頂くようお願い致します。

更新の申請をなされなかった場合、令和 7 年 8 月分より居室代、食費の減免を受ける事が出来なくなります。

※特養、ケアハウスのご入居者については、原則「原本」をお預かりします。

※デイサービス、ショートステイをご利用の方は、神戸垂水ちどりをご利用の際に原本のコピーを提出して頂くようお願い致します。

お問い合わせ先
神戸垂水ちどり 相談部
〒655-0016
神戸市垂水区高丸 6 丁目 7 番 2 号
TEL (078) 786-3755